

【サービス等利用計画、モニタリングQ&A】

Q1：福祉サービスの支給決定過程の段階で、市へ提出する「サービス等利用計画」等は何を提出すればよいか？

日本相談支援専門員協会「サービス等利用計画作成サポートブック」に掲載されている次の表を参考にしてください。

支給決定プロセス		「サービス等利用計画」等								
		サービス等利用計画案	サービス等利用計画案（週間）	申請者の状況（基本情報）	申請者の状況（基本情報）（週間）	サービス等利用計画	サービス等利用計画（案）	モニタリング報告書	継続サービス等利用計画（週間）	サービス等調整会議会議録等、アセスメントシート、ニーズ整理票
①支給決定前		●	●	●	●					○
②支給決定後						●	●			
③モニタリング	障害福祉サービスの種類や量が変更になる場合	●	●	○	○			●		○
	曜日や時間帯、事業者のみが変更になる場合			○	○			●	●	○
	特に変更がない場合							●		○

●必須提出、○必要に応じて提出

Q2：市からの支給決定後開かれるサービス担当者会議で計画案の内容に変更が生じた場合、計画書にはどのように書いたらよいか？

計画案から変更があったことが分かる内容（見え消し記載やその他留意事項等へ記載など）にした計画書を提出してください。

Q 3：介護保険との併給者について、サービス等利用計画案は介護保険側で作成することになるのか？

原則、介護保険上のケアプラン作成対象者については、介護保険側で作成することになります。ただし、介護保険側で作成が困難な場合については市へ連絡してください。

Q 4：前回の支給決定から今回の更新までの期間が短い場合、計画案を提出する必要があるか？（例：支給量変更等変更申請が出され計画案を提出した場合や、サービス支給決定期間にずれがあり、今回の更新時期までの期間が短い場合など）

直近で計画案を提出して支給決定を受けた後、利用状況に全く変更を伴わずに更新決定を行う場合は、市に相談のうえ、計画案の提出を省略できるものとします。なお、ここでの直近は「3ヶ月以内」とします。

Q 5：サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請後直ちに行うこととしているが、市町村への計画案の提出は障害支援区分の認定後となるのか？

サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請から支給決定までの期間の短縮化を図るため、申請後直ちに行うこととしているが、介護給付費に係るサービス利用に当たっては障害支援区分の認定を踏まえてサービス等利用計画案等を作成する必要があるため、当該計画案の提出は障害支援区分認定後となります。

Q 6：長期目標の期間目処が1年間となっているが、1年以上を目処とした目標をたてて良いのか？

サービス等利用計画は基本的に1年間の計画としていますので、サービス決定期間が1年のものについては長期目標は1年で達成できる（できそうな）目標としてください。

ただし、本人の希望する生活の実現のためには3年、5年といった目標が必要な場合があります。その場合は、関係機関で共有できるような工夫（任意の別シートを準備する等）をしてください。

Q 7：モニタリング報告書を作成する際、サービス担当者会議を開かなければならないのか？

モニタリング報告書の「支援目標の達成度」「今後の課題・解決方法」には、関係者全員で評価した結果を記載することになりますので、サービス担当者会議を開くことになります。

なお、会議の方法ですが、一堂に会し開くことが難しい場合は、電話やFAXでQA方式で行っても構いませんが、記録票を作成するようにしてください。

モニタリング報告書の内容が不明瞭な場合は、会議録又は記録票の提出を市から求めることとなります。

Q8：サービス利用が終了された方のモニタリング報告書の「計画変更の必要性」には「有」「無」いずれにチェックを入れればよいのか？

「無」にチェックを入れ、「全体の状況」又は「その他留意事項」の欄に「サービス利用終了」等、終了が分かる内容を記載してください。

Q9：計画作成者が変わった。モニタリングに表示される計画作成者はどのように書いたらよいか？

見え消しで記入してください。(例：~~薩摩太郎~~ 薩摩 川内)

Q10：モニタリング報告書を提出する場合は、毎回週間計画表を提出する必要があるのか？

モニタリング報告書中「週間計画の変更」の「有」にチェックを入れた場合のみ、提出してください。

Q11：利用者がモニタリング月に入院をした。この場合モニタリングはしなくてもよいか？

原則、モニタリングを行ってください。モニタリングの結果（入院が長期化となる等）でモニタリング期間の変更やサービスの支給継続等について判断することとなります。なお、モニタリングできない状態（主治医からの面会NG等）の場合は市へ連絡をしてください。

Q12：相談支援事業所の変更が生じた。市に何を提出したらよいか？

「計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書（様式第18号）」を提出してください。

Q13：相談支援事業所の変更に伴い、計画の変更をする必要が生じた。市に何を提出したらよいか？

Q12 で回答いたしました「計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書（様式第

18号)」と合わせて「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書（様式第17号）」を提出してください。

提出確認後、

「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書（様式第16号）」を送付します。

Q14：モニタリング月がくる前に利用者が死亡した場合、モニタリングはどのようにしたらよいか？

モニタリングは不要ですが、速やかに

「契約内容（障害福祉サービス受給者証記載事項）報告書（様式第26号）」を提出してください。

Q15：利用者が申請していないサービスを計画案作成時に利用希望された。そのまま計画案を作成し提出してよいか？（H29年度改訂時追加）

市へ連絡し、市が了承した後計画案を作成し提出してください。